# 令和2年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省2-(19))

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
担当部局名	人権擁護局総務課,調査救済課,人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害 による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。
政策体系上 の位置付け	人権の擁護 (Ⅲ-11-(1))
達成すべき 目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。」 ・人権相談窓口の周知広報活動、人権相談体制の整備及び調査救済体制の整備を通じて、 人権侵害による被害の救済及び予防を図る。
目標設定の考え方・根拠	・今日においても、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻ないじめなど、人権が侵害される事案は後を絶たず、虐待によって子どもが命を落とすという痛ましい事案も発生している。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっているところ、令和2年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現がより一層求められている。こうした社会を実現するには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実に行うことで、人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。・また、このような社会の実現のためには、人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに、人権相談体制の整備を通じて、虐待等による深刻な結果が生じる前に気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策(施政策(施政方針演説等のうち主なもの)	〇人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定,平成23年4月1日一部変更) <sup>*2</sup>
政策評価実施 予定時期	令和3年8月

測定指標	基準値		£		
<b>测</b> 足指标	<b>基华</b> 胆	基準年度	30年度	元年度	2 年度
1 法務省が作成するポスター, 新聞広告及び資料等を見聞きし	55%	平成26年度~28年		60%	60%

た者に占める人権に関する理解 や関心が深まった者の割合(%)

度の平均値

## 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るには、多くの国民の目に触れるポスター、新聞広告及び資料等の表示型の人権啓発活動を活用することが有効であると考えられるところ、その効果を検証するため、インターネットを活用したモニター調査(以下「モニター調査」という。)を実施し、当該活動により「自分も、人の人権を尊重しなくてはいけないと思った」割合を測定指標に設定した。

なお、基準年度の平均が概ね55%程度であることから目標値を60%として設定している。

\\( \( \tau \) \\( \tau \)			年度	ごとの実績	責値		
過去の実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
法務省が作成するポスター,新聞 広告及び資料等を見聞きした者に 占める人権に関する理解や関心が 深まった者の割合(%)	ı	59. 3	55. 3	53. 1	46. 6	43. 5	集計中
参考指標			年度	ごとの実績	責値		
少行 旧伝	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
モニター調査で法務省が作成する ポスター、新聞広告及び資料等を 見聞きしたことがあると回答した 割合(%)	_	22. 5	26. 1	20. 6	17. 7	15. 2	集計中
全国中学生人権作文コンテスト及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に 係る広告新聞掲載回数(回)	56	56	56	56	56	56	56
「人権週間」ポスター配布枚数(数)	28, 935	28, 755	40, 651	40, 139	40, 258	47, 426	50, 911
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」 周知ポスター配布枚数(数)	74, 469	74, 572	67, 475	73, 472	68, 514	70, 578	67, 241
公式Twitterにおける平均インプレッション数(数)	-	1	-	1	1	6, 436 ※ 1	集計中

# (※1) 平成31年1月以降の平均インプレッション数。

測定指標	基準値		年度ごとの目標値				
<b>炽</b> 足相標	<b>本华</b> 但	基準年度	30年度	元年度	2 年度		
2 人権シンポジウムにおいて人 権問題に関する理解・関心の深 まった者の割合(%)		平成26年 度~28年 度の平均 値		90%	90%		

## 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

日常生活の身近なところで発生する様々な人権問題や、社会的関心の高い人権課題について、より深く国 民の理解を得るためには、それぞれの人権課題をテーマとしたシンポジウムを開催することが有効であると 考えられるところ、その効果を検証するため、アンケート調査を実施し、当該活動により人権に関する理解 や関心が深まった割合を測定指標に設定した。

なお、基準年度の平均が概ね85%程度であることから目標値を90%として設定している。

19十の中体		年度ごとの実績値									
過去の実績 	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合(%)	91. 2	82. 1	86. 7	84. 3	89. 2	93. 4	88. 5				
<b>杂</b>	年度ごとの実績値										
参考指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
人権シンポジウム*31回当たり参加 者数(人)	159	205	304	215	134	238	261				

測定指標	基準値		年度ごとの目標値				
炽 た 1日1宗	本午世	基準年度	30年度	元年度	2 年度		
3 法務省が地方公共団体と連携 して実施する人権擁護活動にお いて人権に関する理解や関心が 深まった者の割合(%)		平成27年 度〜28年 度の平均 値	80%	80%	80%		

## 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るには、地域の実情を踏まえ、地方公共団体と連携した人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。

その効果を検証するため、モニター調査を実施し、当該活動により人権に関する理解や関心が深まった割合を測定指標に設定した。

なお、基準年度の平均が概ね75%程度であることから目標値を80%として設定している。

温土の中体		年度ごとの実績値									
過去の実績 	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
法務省が地方公共団体と連携して 実施する人権擁護活動において人 権に関する理解や関心が深まった 者の割合(%)	_	-	74. 2	73. 0	85. 0	68. 8	集計中				
会老比博	年度ごとの実績値										
参考指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
  モニター調査で法務省が地方公共	_	_	9. 9	9. 6	9. 6	9. 1	集計中				

団体と連携して実施している人権		
啓発活動について見聞き・参加し		
たことがあると回答した割合(%)		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値					
<b>炽</b>	<b>基华</b> 胆	基準年度	30年度	元年度	2 年度			
4 モニター調査による人権相談 窓口の認知度(%) ※2	36. 1%	平成29年度	対前年度増	対前年度増 (ただが前をしてを を を のたる年度の がを は りた は りた は りた は りた は りた は りた りた りた りた りた りた りた りた りた りた りた りた りた	年度が前々年 度の値を下回 った場合は,			

## 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

人権相談窓口の存在が国民に認知されなければ相談窓口は利用されず、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握して迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが困難となるため、 人権相談体制の整備と併せて、人権相談窓口の周知広報活動を行う必要がある。

その効果を検証するため、モニター調査を実施し、人権相談窓口の認知度を測定指標とした。

海土の中体						年度	ごとの実績	責値		
過去の実績	2	25年度		26年度		年度	28年度	29年度	30年度	元年度
モニター調査による人権相談窓の認知度(%)	图 27.2		28.3			29. 4	27. 6	36. 1 ※ 3	40. 4	集計中
<b>杂</b>						年ご。	との実績値			
参考指標	24年	年 25年		26年		27年	28年	29年	30年	元年
「子どもの人権110番」強化週間広報用ポスター配布枚数 (枚)	40, 8	30 40,	820	40, 10	00	39, 790	38, 770	38, 390	38, 050	37, 710
「女性の人権ホットライン」 強化週間広報用ポスター配布 枚数(枚)	23, 3	30 22,	330	22, 14	10	22, 270	21, 900	22, 390	21, 970	21, 910
調査救済制度広報用ポスター配布枚数(枚)	14, 0	25,	800	25, 80	00	29, 450	28, 710	29, 720	26, 700	20, 990

(※2) モニター調査による人権相談窓口の認知度は、人権相談窓口の周知広報活動の成果の測定指標ではあるものの、人権相談窓口の周知広報活動の成果のみをもって「人権侵害による被害の救済及び予防」の達成度合いを測ることはできない。

(※3) 平成29年からモニター調査の回答方法を変更したため、単純比較はできない。

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
炽处徂憬	<b>本</b> 华	基準年度	29年度~2年度

5 人権相談・調査救済体 制の整備

\_

法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公 共施設等における特設人権相談所やインターネットによる 相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々 な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応する ために、人権相談体制の整備を図る。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

人権相談は、全ての人、特に、児童虐待等の身近な者にも助けを求め難い被害者にとってアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。

そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には、人権相談の種別ごとの件数、 人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。

#### 施策の進捗状況(実績)

### 28年度

法務局,デパート,公民館等における面談・電話による人権相談,専用相談電話(子どもの人権110番<sup>\*4</sup>,女性の人権ホットライン<sup>\*5</sup>)による人権相談,インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター<sup>\*6</sup>」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

#### 29年度

法務局,デパート,公民館等における面談・電話による人権相談,専用相談電話(子どもの人権110番,女性の人権ホットライン)による人権相談,インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

#### 30年度

法務局における面談や電話での相談のほか、デパート、公民館等における面談、専用相談電話(子どもの人権110番、女性の人権ホットライン)による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)などを開設するとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター」を配布するなど様々な手段を利用し、人権相談体制の整備を図りつつ、社会的弱者である

子ども、女性に対しては、別途人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

7, 384

人権侵犯事件の新規救済手続 22,930 22,437 21,718 20,999 19,443

1, 172

8, 776

1, 421

人権相談所の開設件数(件)

数(件)

開始件数(件)

インターネットによる相談件

人権侵犯事件の未済件数(件)

人権侵犯事件の対応件数(件)

また、人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、個々の事案に応じ、迅速かつ的確な措置を行った。 例えば、児童虐待など緊急対応を要する事案は、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関と連携を 図り、児童を救済するなどの措置を講じた。

元年度

<u> </u>										
2年度										
年ごとの実績値										
参考指標	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年		
人権相談件数(全体)(件)	266, 489	256, 447	253, 414	236, 403	225, 073	225, 040	216, 239	203, 570		
「子どもの人権110番」におけ る相談件数(件)	28, 384	28, 847	25, 711	25, 195	23, 317	22, 122	21, 351	21, 130		
「女性の人権ホットライン」 における相談件数(件)	21, 720	21, 119	21, 033	21, 123	19, 306	19, 656	19, 151	17, 328		
児童・生徒から送付された「子 どもの人権SOSミニレター」 の通数(通)	20, 144	18, 272	17, 626	16, 710	14, 560	13, 084	12, 736	13, 726		
社会福祉施設等における特設	606	671	584	605	538	545	497	集計中		

(※4) インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間 運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

1, 344

22, 694 | 22, 172 | 21, 718 | 21, 044 | 19, 553

**X** 4

**※**4

1, 268

9, 232

1, 152

8, 351

19, 533

953

19, 722

8, 957

19, 063

1,076

18, 936

10, 687

15, 420

1,077

15, 404

達成手段	予算額計 (執行額)			2 年度 当初	関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
①人権侵害による被害者救済活動の 実施	165百万円 (155百万円)	232百万円 (220百万円)	233百万円	266 百万円	4, 5
(昭和23年度)					

	1 1	
達成手段の概要等	令和2年	
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局		
では、面接による相談のほか、電話やインターネット、手紙等により人権に関する相談	·	

を受け付けるほか、特に子どもについては全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等により児童虐待やいじめの早期発見・対応を図るなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告や人権侵害の疑われる事案を認知等した場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、緊急対応を要する場合は、児童相談所や学校などの関係機関と連携するなど、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。

達成手段	7	予算額計 (執行額)			関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	当初 予算額	指標
②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	1,507百万円 (1,495百万円)	1,537百万円 (1,522百万円)	1,544百万円	1, 552 百万円	1, 2, 3, 4, 5
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したよのであり、人権特殊を取りますが、38年間のアルス・現在、法務士馬から表慮され				- - + 40 1 To	4 000 1 0

たものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4,000人の 人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を 中心にその役割を果たしている。

予算額計 (執行額)			2年度	関連する
29年度	30年度	元年度	予算額	指標
337百万円 (326百万円)	329百万円 (318百万円)	361百万円	334 百万円	1, 2
達成手段の概要等				
全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題(例: HIV感染者や ハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催したりするなど、				
	29年度 337百万円 (326百万円) 成手段の概要等 変施したり、様々	29年度 30年度 337百万円 329百万円 (318百万円) (318百万円) (318百万円) 成手段の概要等 変施したり、様々な人権課題(例:シターネットを悪用した人権侵害、	29年度30年度元年度337百万円 (326百万円)329百万円 (318百万円)361百万円成手段の概要等 窓施したり、様々な人権課題(例:HIV感染者やマターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局によ	29年度30年度元年度337百万円 (326百万円)329百万円 (318百万円)361百万円 百万円成手段の概要等令和2年レビュー窓施したり、様々な人権課題(例:HIV感染者やシターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局によ

る人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンホシウム等を開催したりするなど、国民一人一人の人権 意識を高め、人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動を実施している。また、多様な媒体(ポスタ 一、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、マスメディア等を活用した 人権啓発活動等を実施している。

達成手段	7	予算額計 (執行額)			関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	当初 予算額	指標
④人権関係情報提供活動等の委託等	208百万円	216百万円	206百万円	242	1, 2

(昭和62年度)	(208百万円)	(216百万円)		百万円	
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター*7(法人					_
番号 7010405010487。以下「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業**等を委託している。また、人権教育・人権啓発のたターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センター					
を図る。	りれい こいる ピング	ひん刻に貝りで	S/には), ピンダー	い 大心 体巾	明曲の九天

達成手段	予算額計 (執行額)			2年度 当初	関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,093百万円 (1,093百万円)	1,021百万円 (1,021百万円)	1, 069百万円	1, 070 百万円	3
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保する ため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域				-	-
人権啓発活動活性化事業等を委託している。					

なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が 連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動 等を行っている。

	<del>7</del>	· 算額計(執行額)		2年度
施策の予算額・執行額	29年度	30年度	元年度	当初予算額
心水のド弁領・採門領	3,309百万円 (3,276百万円)	3,334百万円 (3,296百万円)	3, 413百万円	3, 463百万円

## ※指標の変更について

達成すべき目標のうち、人権尊重思想の普及高揚を図ることとしたものについて、より適正に評価を行うため、定性的な評価から、モニター調査やアンケート調査に基づく定量的な指標に変更した。なお、平成29年度から本計画の指標で評価する。

## \*1 「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動」

人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、ポスター等の接触・認知型の啓発活動を行うことで興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動のような心理変容型の啓発活動を行うことで更なる人権意識の高揚を図っている。

- \*2 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定,平成23年4月1日一部変更) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及 び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- \*3 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図る ことを目的として毎年度4回程度実施する啓発活動

\*4 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

\*5 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

\*6 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」 (返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

\*7 「(公財) 人権教育啓発推進センター」

人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業、情報収集・提供、調査・研究、研修事業のほか、人権教育・啓発を行う団体等への支援、人権教育・啓発に関する相談、人権に関する国際的連携事業を行っている公益財団法人

\*8 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業